

# 令和6年度 志摩市留学奨学生募集要項

## (一般奨学生)

令和6年4月  
志摩市教育委員会

「G7伊勢志摩サミット」の開催市である志摩市は、国際的視野を広め、語学習得等を目的に海外留学を目指す生徒を応援し、国際理解教育や異文化交流をさらに進めるため、「志摩市海外留学応援奨学金条例」(以下「条例」という。)を制定しました。

この制度により海外留学を体験し、社会や志摩市の活性化に貢献する意欲のある生徒を募集します。

### 1. 概要

本制度は、志摩市に住所を有する者の子であって、中学校・高等学校等に在学する生徒が、諸外国へ留学するための費用の一部を奨学金として給付します。

また、留学奨学金を受けて留学する生徒には、留学先において志摩市の魅力を発信する活動や、留学後、地域や学校等に留学の良さや留学で得た体験を伝える活動に取り組んでいただきます。

### 2. 募集要件

(1) 募集人数 10名

#### (2) 対象者

志摩市に住所を有する者の子であって、高等専門学校の1年生～3年生、専修学校の高等課程、高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部又は高等部に在籍する生徒で、留学企画事業に参加する者としてします。留学企画事業とは、J-CROSS(一般社団法人 留学サービス 審査機構)の認証を受けた事業者が提供する留学企画事業をいいます。

《J-CROSS 認証事業者》 <http://www.jcross.or.jp/list/>

ただし、在学する高等学校等が実施する留学企画事業へ参加する者も含まれます。また、以前この制度を利用した者も対象としますが、募集人数を超えた場合には、新規応募者を優先に選定します。

#### (3) 留学事業内容

留学期間は、10日間以上とし、留学期間の1/2以上をホームステイ又は留学先の学生寮に滞在することを条件とします。

#### (4) 留学期間

令和6年7月20日(土)～9月1日(日)までの期間に留学期間のすべてが含まなければなりません。

なお、留学奨学生決定後の留学内容や期間の変更は、原則認められませんが、やむを得ない事由(異常気象や大災害等)により、決定を受けた留学内容等に変更が生じた場合は、決定した留学内容等の変更を認める場合があります。

### 3. 募集期間 令和6年4月9日(火)～4月25日(木)

#### 4. 出願方法

(1) 志摩市海外留学応援奨学金条例施行規則(以下「施行規則」という。)第3条の規定により、「志摩市留学奨学生願書兼留学奨学金給付申請書(様式第1号:以下「願書」という。)」及び「留学奨学生推薦書(様式第2号)」、その他必要書類を添付し、募集期間内に志摩市教育委員会教育総務課へ提出してください。

(2) 提出については、必要な提出書類を全て揃え、提出場所へ持参又は郵送してください。提出期間は募集期間の午前8時30分から午後5時15分までとします。(ただし、土・日曜日、祝日を除く。郵送提出の場合は、最終日の午後5時15分必着とします。)

(3) 提出場所: 志摩市教育委員会 教育総務課 [市役所3階 19番窓口]  
〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方3098番地22

#### 5. 選考

(1) 選考方法 書類審査及び面接審査

願書等の提出された書類による審査を行います。その上で書類審査の合格者を対象に面接審査を行い、選考します。

(2) 面接審査日等(予定)

令和6年5月中旬 17:30～

(詳しい内容は、書類審査合格者に通知します。)

6. 選定通知 面接審査終了後、申請者に通知します。

#### 7. 留学奨学金

(1) 留学奨学金額 留学奨学金の給付額は、願書により申請した\*留学に係る経費の1/2以内とします(千円未満は切捨てる)。

ただし、上限額を30万円とします。

\*留学に係る経費は、次に掲げる費用とします。

- ①国際航空運賃（1往復分）
- ②渡航先の国際空港から留学先までの国内交通運賃（1往復分）
- ③自宅から空港までの公共交通機関運賃（1往復分）
- ④空港税、燃油サーチャージ及び出国手続費用
- ⑤渡航先での修学にかかる経費
- ⑥寮費またはホームステイにかかる経費
- ⑦海外旅行保険料
- ⑧在学する高等学校等または「2. 募集要件（2）対象者」に記載する留学エージェントが提供する留学企画事業に参加するための費用（上記①～⑤の費用の一部または全部を含む参加費用とします。）

ただし、留学企画事業の参加者となるための選考費用（受験料など）、国内の事前研修にかかる費用は除きます。

【上記に掲げる費用のうち、自己負担する金額に限ります。】

## （2）変更給付申請

選定通知を受けた後、決定した留学奨学金の額に変更が生じた場合は、「留学奨学金変更給付申請書（様式第4号）」に、変更が生じた理由を明記し、教育総務課に提出してください。

教育総務課で変更理由を審査し、変更を認める場合は、「留学奨学金変更決定通知書（様式第5号：以下「変更通知」という。）」により通知します。

## （3）支払方法

選定通知及び変更通知により留学奨学生に採用された方は、施行規則第14条に規定する「志摩市海外留学応援奨学金請求書（様式第6号）」により、留学奨学金の請求を行ってください。

請求後1カ月以内に、選定通知及び変更通知に記載する決定額を、留学奨学生が指定する金融機関口座に振り込みます。

## （4）実績報告

留学奨学生は、以下8の体験報告書（レポート）の提出と併せ、「志摩市海外留学応援奨学金実績報告書（様式第7号）」により留学奨学金の報告を行っていただきます。なお、添付する資料として、決定を受けた留学の修了がわかるもの、留学に係る経費の領収書等を提出してください。（修了証、パスポートなどの写し。）

## (5) 返 還

留学奨学生は、実績報告により、支払い済みの留学奨学金を過剰に受けとっていた場合は、その金額を返還していただきます。

また、体験報告書の未提出を含め、偽り、その他不正の手段により留学奨学金を受けた者がいるときは、当該留学奨学金は返還していただきます。

## 8. 体験報告書（レポート）

留学奨学生は留学後 1 カ月以内に体験報告書（2,000 字以上）を教育総務課に提出してください。提出いただいた体験報告書は、返却しません。

なお、市が指定する体験報告会において発表をしていただくよう依頼する場合があります。また、提出いただいた体験報告書は、ふるさと納税による寄付者に対するお礼として配布したり、教育委員会において、広報紙やホームページ等で公表したりすることがあります。

## 9. 安全管理

留学期間中の安全管理については、自己責任とします。

有事の際の連絡体制等の対応については、留学手配代理事業者と連携を密にし、ご家族で確認をしておいてください。

## 10. その他

募集については、条例、施行規則及び本募集要項により実施しますが、募集の結果、定員等に満たない場合、2 次募集を行う場合があります。その場合は、募集要項（2 次）を改めて公表します。

☆ 留学奨学金の給付を受けようとする方は、「条例」「施行規則」及び「募集要項」を熟読し、ご理解をいただいたうえで出願してください。

### ◎お問い合わせ◎

志摩市教育委員会 教育総務課 [市役所 3 階 19 番窓口]

〒517-0592

三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22

電話 0599-44-0315 FAX 0599-44-5263

e-mail [ky-somu@city.shima.lg.jp](mailto:ky-somu@city.shima.lg.jp)